

防災・災害対応マニュアル

(保護者様配布用)

Azure Partners 合同会社

A to Z Academy 児童発達支援・放課後等デイサービス

神奈川県川崎市多摩区西生田 4-3-29-105

電話：044-819-8646

I. 大地震発生時の対応 (※震度5～を想定)

1. 事業所内で地震がおきた場合

揺れが続く間

- ・避難誘導・救護係（指導員）は、児童が安心できるようなことばをかけ、具体的に姿勢を低くして落下物から身を守るよう指示して、緊急避難させる。
- ・避難誘導・救護係（指導員）は、柵・電球・窓ガラス、その他倒れやすいものなどから児童を遠ざけ、落下物から身を守る対応をする。（毛布・布団等を利用）児童及び職員は、机などの下に身を隠し、揺れが収まるまで様子を見る。
- ・介助を必要とする児童は職員がおぶったり抱いたりして安全な場所に避難させる。

揺れが収まったら

- ・職員はできるだけ、速やかに戸や窓を開けて避難口を確保する。窓には飛散防止フィルムが施されているがガラスのヒビや割れた場合の破片の有無の確認を行い異常がある場合には児童に周知し近づけない。
- ・全児童と職員の安全と人数の確認を行い、一時、教室前駐車場にて座って待機する。防火管理者は初動消火係と情報伝達・指示係で施設の点検をし、速やかに火の元を閉じると共に、ガスや配電盤を点検し、安全を確認する。点検結果を全職員へ周知する。尚、事業所内及び近隣において火災が発生した場合は防火管理者及び初動消火係が消火活動を行う。その際、避難誘導・救護係（指導員）が児童の安全を確保する。
- ・避難誘導・救護係は指示があるまで駐車場で座って待機する。事業所内には安全が確認できるまで立ち入らない。
- ・教室内の安全が確認できた場合、教室内に戻り児童は待機する。全職員は保護者へ電話連絡を行い状況の共有・受け渡し場所（教室を想定。ただし、避難勧告が発令された場合はその指示に従い避難場所**川崎市立西生田小学校**（※添付1※参照）
、行政が指定した場合はその避難場所）を伝える。おおよその到着見込み時間も伺い少しでも児童が安心できる環境を整える。

2. 事業所外で地震がおきた場合

- ・揺れを感じたらただちに児童を集めて、できるだけ塀や建造物から遠ざけ、安全な場所に集めしゃがんで座る。児童が安心できるようなことばをかけ、揺れの収まりを待つ。揺れがおさまり次第速やかに指導員は児童の安全確認を行う。
- ・地面の亀裂・陥没・隆起・頭上の落下物に注意する。
- ・ブロック塀・自動販売機・屋根瓦・ガラスその他落下及び転倒物に注意する。
- ・切れた電線には絶対触らないよう児童に注意する。
- ・携帯電話で事業所(管理者、つながらない場合は代表)に連絡を入れ、必要な場合は事業所に応援を要請する。指導員は児童とともに近隣の安全な場所で一時待機する。
- ・全員が無事で自力で戻れるようなら安全を確認しながら、慎重に事業所に戻る。

3. 震災避難場所への避難

避難勧告が出た場合、**川崎市立西生田小学校**もしくは行政が事前に指定する震災救援所に状況を確認しながら避難する。児童を安全に誘導できるよう、列を維持しながら前後にできるだけ複数の職員を配置して移動する。また、避難する際は、児童の安全確保を第一とするが、緊急連絡先一覧、非常持ち出し袋(避難確保資器材)等、最低限の物を持ち出すことを努める。

4. 事業所を離れる際の注意

事業所を離れる場合は、迎えに来る保護者に所在を明らかにするために必ず、行き先がわかるように正門及び建物などに掲示をする。

5. 児童の引き渡し

- ・児童の引き渡しは、管理者又は代理の指示によって行う。役職者がいない場合は、職務経験の長い者が行う。
- ・児童の引き渡しは、事業所又は駐車場で職員が行う。
- ・可能なかぎり、児童は保護者に引き渡す。代理人への引き渡しの場合は、指導員と管理者又は代理のものとの複数の職員による立ち会いの元に、その代理人の本人確認と署名(児童本人にも確認)をもらい、引き渡すこととする。但し、状況によっては保護者に確認が取れるまで拒否する。

6. 残留児童の保護

- ・保護者が営業時間内に児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所において原則24時間は児童を保護する。その後は行政の設置した救援所へ移動する。
- ・夜間や建物の倒壊や火災などのおそれがある時、もしくは行政が指定した場合、震災救援所へ避難し、そこで保護する。その場合、管理者又は代理は避難先等の行き先がわかるように、玄関や正門付近に立て札や掲示板等で掲示し、保護者に伝達できるよう可能な手段を講じる。
- ・職員は、残留する児童の数、その他必要な事項を記録し、管理者に報告する。
- ・事業所で震災後24時間が経過し、かつ親の安否が確認できない場合や、近隣県の親族が引き取りに来られない場合は、災害遺児として行政の指示に従い避難地に移動する。

7. 避難

- ・大地震が起きてもすぐに事業所を離れるのではなく、事業所や周囲で火災が発生したり、そのおそれがある時や事業所の被災が大きく危険であると判断した際に避難する。

II. その他の自然災害における対応

1. 風水害及び台風

① 事業所で療育中に風水害及び台風が発生した場合

- ・強風や大雨の際は、訓練室で児童が落ち着けるように配慮する。
- ・風で飛ばされるような植木や玩具・その他飛ばされやすいものを点検し撤去する。
- ・漏水等を発見したら速やかに本部へ報告する。
- ・窓からできるだけ離れた場所で過ごすよう配慮する。
- ・停電の可能性も視野に入れ懐中電灯も確認と点検をする。

② 営業開始前に風水害及び台風が発生した場合

- ・出勤前の職員はラジオ・テレビ等で情報を把握して早めの出勤を心がけるよう配慮する。
- ・交通機関を利用する職員で災害等で交通機関が不通になった場合は、できるだけ事業所に連絡を入れてから一旦、自宅へ戻り、災害の状況を把握して安全な状況になってから出勤すること。
- ・児童の受け入れは、基本的に事業所に異常がなければ、通常の療育を行うが、必要に応じて早めのお迎えに協力してもらおうよう保護者と HUG 及び電話で連携する。

③ 風水害等により事業所に被害が出た場合

風水害等により事業所に被害が出た場合、児童の安全を最優先に被害のない箇所にて療育を行い、できるだけ早く保護者にお迎えの連絡をし引き渡す。

- ・翌日以降の事業所の業務について管理者は、速やかに決断し保護者と職員に周知できるよう掲示及び連絡する。

④ 残留児童の保護

保護者が営業時間内に児童を引き取ることが困難な場合は、保護者等が引き取りに来るまで事業所で児童を保護する。

2. 落雷

事業所内にいる場合は窓から離れ室内奥へ避難する。

送迎中に落雷があった場合は、車内で安全に待機する。雨に伴い道路が滑ることを想定し徐行運転にて事業所へ避難する。また、再度、落雷がある可能性がある限りは車内で待機する。雷（電流）は、物体の中を流れる時、表面の方を多く流れ、中心部を流れる電流は少なくなるという表皮効果があるため雨宿り等で軒先や柱にいることは大変危険であることを共通認識とする。

III. 共通事項

1.各種災害に関する情報入手・連絡体制について

①情報収集の方法は、テレビ、インターネット、電子メール、SNS 等を用いる。

②災害発生時、連絡が繋がりにくい際は災害ナビダイヤル「177」（※添付2※参照）を使用する。その際の連絡先は各緊急時連絡先に行く。

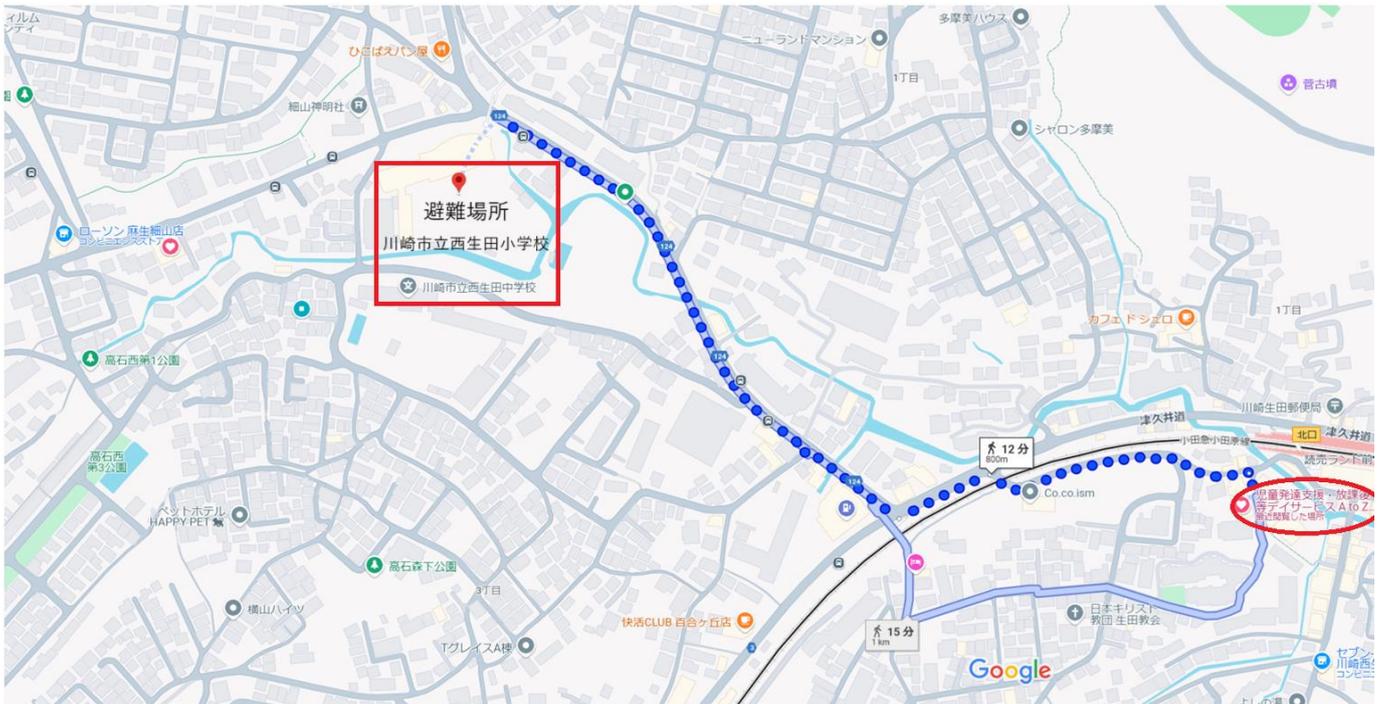
③避難場所の概要

避難場所：川崎市立西生田小学校

所在地：神奈川県川崎市麻生区細山 2-2-1

電話番号：044-966-5161

※添付1※ 川崎市立西生田小学校への避難経路





災害時の安否情報がやりとりできるサービス

171
災害用伝言ダイヤル

自宅や外出先から、電話で「171」をダイヤル

災害用伝言ダイヤル「171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する“声の伝言板”です。災害時は全国から被災地への電話がつながりにくくなります。もしもの時に備え、ご利用方法を覚えておいてください。

■伝言の録音方法

171 をダイヤルする
↓ ガイダンスが流れます

録音の場合 **1** 暗証番号を利用する録音は **3**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0 [] [] []
0 [] [] []

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要
↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音をする(30秒以内)

■伝言の再生方法

171 をダイヤルする
↓ ガイダンスが流れます

再生の場合 **2** 暗証番号を利用する再生は **4**

↓ ガイダンスが流れます

連絡を取りたい被災地の方の固定電話番号または携帯電話・IP電話の番号をダイヤルする。

0 [] [] []
0 [] [] []

↓ ガイダンスが流れます

プッシュ回線の場合は **1**

ダイヤル回線の場合はダイヤル不要
↓ ガイダンスが流れます

伝言の録音内容を確認する

※ NTT東日本・NTT西日本の電話サービスから伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料です。他通信事業者の固定電話、携帯電話やPHSから発信する場合、通話料については各通信事業者にお問い合わせください。なお伝言録音等に伴うサービス利用料は無料です。

■使い方のポイント

- ① 電話番号 : 家族でどの番号にするか決めておきましょう!
- ② 録音内容 : 下記の「あいたいよ」を参考に録音してください!

覚えておいて!
171でお伝えすること:

「あいたいよ」

- あ** あなたの名前は? (フルネームを伝えて!)
- い** いまいる場所は? (具体的な場所を伝えて!)
- た** だれといっしょか? (一緒に避難している方も伝えて!)
- い** いたいところはあるか? (ケガや体調について伝えて!)
- よ** よこく(次の連絡はいつか、次回の予定を伝えて!)

- ・ 毎月1日及び15日、正月三が日、防災週間(8月30日~9月5日)および防災とボランティア週間(1月15日~21日)に体験利用ができます
- ・ お問い合わせは、局番なしの「116」へ
※ 携帯電話弊社以外の固定電話からのお問い合わせは「0120-116-000」へ

web171
災害用伝言板

<https://www.web171.jp>

または、web171と検索



災害用伝言板「web171」は、災害発生時に家族、知人などの安否を確認する「インターネット上の伝言板」です。もしもの時に備え、事前に「利用者情報の登録」および「ご利用方法の確認」をお願いします。

■利用者情報の登録（初めてご利用の方）

- ・伝言板をご利用される方の個人情報（電話番号など）と、伝言を登録した際の通知先を登録します。
- ・登録方法などの詳細は「<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171s/touroku.html>」をご確認ください。

■伝言の登録方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**登録**をクリック

伝言を登録したい場合、以下に記入後、「登録ボタン」をクリック。

お名前(ひらがな)

住所: 無事です 被害があります 自宅にいます 避難所におります

伝言 最大100文字

※ 登録されている通知先(メール、電話)に本伝言内容を通知する

伝言（最大100文字）入力し、**登録**をクリック

■伝言の確認方法

災害用伝言板(web171) English 한국어

TOP画面

伝言の登録や確認ができます。

電話番号

利用者登録をした電話番号を入力し、**確認**をクリック

2. でんでんたろう (07月01日 13:30 登録)

安否: 無事です, 被害があります, 自宅にいます, 避難所におります.
伝言: でんでんたろうは無事です。

登録された伝言が表示されます

■災害用伝言板（171）および災害用伝言板（携帯電話）との連携

- ・災害用伝言板（web171）は災害用伝言ダイヤル（171）および災害用伝言板（携帯電話）と連携しており、相互に伝言の登録および確認が可能となっております。

伝言が録音された音声ファイル

web171 災害用伝言板 ← 171 災害用伝言ダイヤル

171に登録された音声ファイルをパソコン等で再生可能

> 通常のweb171の伝言検索画面にて、171に登録された伝言（音声ファイル）の検索ができます

伝言（テキスト）

web171 災害用伝言板 ← 災害用伝言板（携帯電話）

災害用伝言板（携帯電話）に登録された伝言を確認可能

> 通常のweb171の伝言検索画面にて、災害用伝言板（携帯電話）に登録された伝言（テキスト）の検索ができます

※ 災害用伝言板（web171）のサービス利用料は無料ですが、インターネット接続費用やプロバイダ利用料などは別途必要となります
 ※ 災害用伝言板（携帯電話）の詳細は各携帯事業者へお問い合わせください